

「大阪府立成人病センター基本構想等策定業務 公募型プロポーザル評価基準」

評価項目、配点は次のとおりとする。

また、提案の『総合評価点』は、下記の「実績による評価」及び「実施体制評価」並びに「実施方針及び技術提案評価」のそれぞれの評価の合計点の総計とする。

1. 実績による評価(計15点)

実績に対する配点は次表のとおりとする。

提出された参加資格等確認書(様式2-1号から2-3号)に基づき評価する。

評価項目	評価の視点			配点
実績	(1)専門分野の実績	各担当分野に関し十分な実績を有しているかどうか	PFI	5
			病院経営、運営	5
			病院設計	5
合計				15

〔評価点の計算方法〕

配点×(次の「評価する技術者資格」に応じた「配点に対する乗率」)で得られた値を評価点とする。

【実績による評価の乗率】

分担業務分野	評価する技術者資格	配点に対する乗率
PFI	PFIアドバイザー3件以上実績あり	1.0
	PFIアドバイザー2件以上実績あり	0.8
	PFIアドバイザー1件以上実績あり	0.5
	PFIアドバイザー実績なし	参加資格なし
病院経営、運営	病院の経営、運営にかかるコンサルタント実績3件以上あり	1.0
	病院の経営、運営にかかるコンサルタント実績2件以上あり	0.8
	病院の経営、運営にかかるコンサルタント実績1件以上あり	0.5
	病院の経営、運営にかかるコンサルタント実績なし	参加資格なし
病院設計	平成11年10月1日以降に病床数300床以上で5科以上の診療科を有する病院の設計実績3件以上あり	1.0
	平成11年10月1日以降に病床数300床以上で5科以上の診療科を有する病院の設計実績2件以上あり	0.8
	平成11年10月1日以降に病床数300床以上で5科以上の診療科を有する病院の設計実績1件以上あり	0.5
	平成11年10月1日以降に病床数300床以上で5科以上の診療科を有する病院の設計実績なし	参加資格なし

2. 実施体制評価(合計30点)

資格に対する配点は次表のとおりとする。

提出された実施体制書(様式3-1号～3-5号)に基づき評価する。

評価項目	評価の視点			配点	
資格	(1)専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表〔別表1〕により評価する。	管理技術者	6	
			主任技術者	PFI	6
				経営、運営	6
				設計	6
				法務	3
税務	3				
合計				30	

〔評価点の計算方法〕

(1)管理技術者、主任技術者(PFI、経営・運営、設計)

『配点×(以下の【実施体制評価の乗率】のそれぞれ該当する各表(以下、各表という)①の乗率)×各表②の乗率÷3』で得られた値(少数点以下第3位を四捨五入)を評価点とする。

※実績が2件以下の場合でも、その和の値とする。

(2)主任技術者(法務 税務)

『配点×各表①の乗率×各表②の乗率』で得られた値(少数点以下第3位を四捨五入)を評価点とする。

【実施体制評価の乗率】

(1)管理技術者、主任技術者(PFI)

PFI手法による公共施設の整備に対するアドバイザーとしての実績を有するなど、PFIに精通していると認められること。

イ. PFI手法による公共施設の整備に対するアドバイザーとしての実績を有すること。

ロ. PFI手法による公共施設の整備にPFI事業者としての実績を有すること。

①実施設計実績

実績の種別	配点に対する乗率	左記の種別に対応する実績
同種業務	1.0	病院
類似業務	0.8	福祉施設※1
その他	0.5	

※1 老人福祉法に定める特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム、介護保険法に定める介護老人福祉施設・介護老人保健施設、老人保健法に定める老人保健施設とする。

②携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の配点 に用いる乗率	各主任技術者の配点 に用いる乗率
管理技術者	1.0	1.0
主任技術者	0.3	0.8(※1)
上記以外	0.1	0.3

※1 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る

(2)主任技術者(経営、運営)

病院の運営、経営コンサルタントの実績を有するなど病院の経営に精通していること。

①実施設計実績

実績の種別	配点に対する乗率	左記の種別に対応する実績
同種業務1	1.0	病床数300床以上で5科以上の診療科を有する病院
同種業務2	0.8	5科以上の診療科を有する病院
同種業務3	0.5	上記以外の病院及び診療所

【実施体制評価の乗率】②〔別表3-2〕携わった立場

過去の実績での立場	主任技術者の配点 に用いる乗率
管理技術者	1.0
主任技術者	0.8(※1)
上記以外	0.3

※1 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る

(3)主任技術者(設計)

病院の設計の実績を有し、病院の設計に精通していること。

①実施設計実績

実績の種別	配点に対する乗率	左記の種別に対応する実績
同種業務1	1.0	病床数300床以上で5科以上の診療科を有する病院
同種業務2	0.8	5科以上の診療科を有する病院
同種業務3	0.5	上記以外の病院及び診療所

②携わった立場

過去の実績での立場	主任技術者の配点に用いる乗率
管理技術者	1.0
主任技術者	0.8(※1)
上記以外	0.3

※1 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る

(4)主任技術者(法務)

PFI手法による公共施設の整備に対する法務に関するアドバイザーとしての実績を有するなど、PFIの法務に精通していると認められること。

イ. PFI手法による公共施設の整備に対する法務に関するアドバイザーとしての実績を有すること。

ロ. PFI手法による公共施設の整備に対する法務に関するPFI事業者としての実績を有すること。

①実施設計実績

実績の種別	配点に対する乗率	左記の種別に対応する実績
同種業務	1.0	病院
類似業務	0.8	福祉施設
その他	0.5	その他

※1 老人福祉法に定める特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム、介護保険法に定める介護老人福祉施設・介護老人保健施設、老人保健法に定める老人保健施設とする。

②参画の方法

過去の実績での立場	主任技術者の配点に用いる乗率
受託者	1.0
下請け	0.8(※1)
上記以外	0.3

※1 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る

(5)主任技術者(税務)

PFI手法による公共施設の整備に対する税務に関するアドバイザーとしての実績を有するなど、PFIの法務に精通していると認められること。

イ. PFI手法による公共施設の整備に対する税務に関するアドバイザーとしての実績を有すること。

ロ. PFI手法による公共施設の整備に対する税務に関するPFI事業者としての実績を有すること。

①実施設計実績

実績の種別	配点に対する乗率	左記の種別に対応する実績
同種業務	1.0	病院
類似業務	0.8	福祉施設
その他	0.5	その他

※1 老人福祉法に定める特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム、介護保険法に定める介護老人福祉施設・介護老人保健施設、老人保健法に定める老人保健施設とする。

②参画の方法

過去の実績での立場	主任技術者の配点に用いる乗率
構成員	1.0
協力企業	0.8(※1)
上記以外	0.3

※1 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る

3. 実施方針及び技術提案評価(合計 55 点)

評価項目	評価の視点	配点
企業の、担当者の実績、能力等	グループ全体のバランスがとれているか。	7
取り組み姿勢	積極性、自主性が見られるか。	6
	迅速、機動的な対応は可能か。	6
提案内容の実効性等	全体として、事業実施にあたって課題の把握やそのための検討項目提示は適切か。	6
	施設整備計画の策定方法等は適切か。	8
	PFI導入可能性調査の内容の検討、手法等は適切か。	6
	作業スケジュールは適切か	5
	病院の長期収支分析業務の検討内容と手法等は適切か。	6
その他	提案内容について評価項目に以外に評価する項目があるか。 又は、評価項目について、加算して評価できる項目があるか。	5
合計		55

〔評価点の計算方法〕

『配点 × (次の【実施体制及び技術提案評価の乗率】の評価区分に対応する乗率)』で得られた値を評価点とする。

審査委員の平均点とする。(小数点以下第3位を四捨五入)

【実施方針及び技術提案評価の乗率】

【評価区分】	【乗率】
A 極めて良好である	1.0
B 良好である	0.8
C 普通である	0.6
D やや不十分である	0.4
E 不十分である	0.2